

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻72号 94/7・8 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年10月31日(月)AM10~12 申立人(滝山)反対尋問、(森村)主・反対尋問
11月30日(水)PM 3~5 申立人(小川)主・反対尋問
(会場は芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

市芦教員削減の議会資料・答弁は虚偽 市教委による過員捏造を新証拠で暴露

市芦救援会事務局

去る五月十二日、鈴木先生の主尋問が行なわれ、引き続き処分者側反対尋問に入り、七月十二日審理も反対尋問に費されました。例によって、寺内代理人の反対尋問は要領を得ず、主尋問で処分手続きも含めて違法不当性を具体的に陳述した中身には何ら反論を加えることができませんでした。その一方で、生徒の抗議行動をあたかも教師が煽動したかの如く主張し、また、一〇月一日の異動が内示もない異常な人事異動であった点について、「市教委と組合が対立しており、内示を出したら承諾する」という話でもないでしょう」とまで開き直る有様でした。人事権の濫用を自から証明するもの以外の何ものでもありません。

去る七月二十五日には、一九八七年の六名の強制配転案の先頭を切って滝山先生の主尋問が行なわれました。その中で、市議会審議において市教委の虚偽資料・答弁に基づいて、市芦教員の過員が捏造された事実を新たに陳述しています。文書公開条例により入手した市議会議事録等により明らかにしたものであり、「定数条例改正に伴う過員解消の措置としての教員削減」という処分者側の処分根拠の根幹そのものを崩す証拠となるものです。(本号に陳述書前半部分として掲載)

九月二日には森村先生の主尋問に入り、強制配転の違法不当性について具体的に申立人証言として陳述していきます。今後とも多くの方々の傍聴参加をお願いします。

も／く／じ

第59回、60回公開口頭審理報告

市教委と対立する組合員に異動内示は不要

人事権濫用を自ら説明する寺内反対尋問.....救援会事務局..... 2

第61回公開口頭審理報告

陳述書(1).....申立人 滝山 昌彦..... 6

活動日誌 20 /

第五九回、六〇回公開口頭審理報告

市教委と対立する組合員に異動内示は不要
人事権濫用を自ら証明する寺内反対尋問

市芦救援会事務局

鈴木先生の主尋問に対して、処分者側寺内

代理人による反対尋問は、二回の審理、三時間にもおよびました。しかも、いつもの通り単なる時間かせぎ、いやがらせとしか思えない程の無内容な尋問に終始しました。処分者側の尋問を列挙すると、次のとおりです。

- 一、異動による社会科授業の混乱について
- (一) 学習指導要領に沿った授業内容か。
- (二) 他の教師でも代って授業ができるのでは。
- 二、年度途中の異動について
- (一) 故郷に帰るために転動した人はいないか。
- (二) 産休で交代した場合、混乱は生じるのか。
- 三、生徒、親の抗議行動について
- (一) 異動を知って職員室にきた生徒は何人か。
- (二) 異動はおかしい、抗議すると話したか。
- (三) 生徒の抗議文について事前の相談は。
- (四) 親と接触し、共に抗議するという話は。
- 四、市芦の人事慣行について
- (一) 本人が希望を出さないと異動は一切できないという慣行か。

五、教員身分について

- (一) 教育職給料表を適用することで保障。
- (二) 学校籍という言葉を使っている学者は。
- 六、公務の必要性について(高校総体)
- (一) 県のマニュアル通りというが、実際あなたが体を動かしたからできた。
- (二) 宿泊先の確保も未確定だったのでは。
- 七、異動内示について
- (一) 当時は市教委と組合が対立していた。
- (二) 内示するしないは結論において変化なし。

以上のように、生徒、親の自主的な抗議行動を意図的に陥し込め、教師の関与によるものとして、地公法上の処分対象行為にまでスライドさせようとする、極めて悪質な尋問内容といえます。

さらに、教員身分、異動内示等についての開き直りを続けた尋問が続けられましたが、いずれも、地教行法上の「充て指導主事」としての位置、行政手続き等について鈴木先生が逆に反論を行ない、反対尋問が体をなさなくなり、またまた寺内代理人の敗退という結果に終わりました。

他の教師が授業を引き継げば良い

処分者側代理人寺内(以下、寺内と略)

担当されていた現代社会では、人類と環境が一つのテーマとなっておりますが、年間どの位こなさなきゃいけない状況だったのですか。申立人鈴木(以下、鈴木と略) 特に水問題を中心にして据えた時間は一ヶ月位。寺内 異動による混乱と述べられているのは、

一〇月頃のテーマがうまく引き継げなかった。鈴木 各々の教員が長時間をかけて教材を作成するのが中断される。授業が成立するためには生徒との関係を作り上げながら展開していくということなので、中断されると授業成立の大きな支障になると申し上げている。寺内 あなた以外の先生では水問題は教えられないということですか。鈴木 私が浄水場に見学にいったり、芦屋の水質を調べたりして準備してきたことを、やってない教師がすぐに引き継ぐということは難しいです。

年度途中の産休もあり、混乱はない

寺内 年度途中で先生が辞められたことは。故郷に帰るために転勤せざるを得ないとか。鈴木 そういう例はない。寺内 産休で年度途中で先生が交代することもありますね。混乱は生じたんでしょうか。鈴木 産休なら時期がわかっていますので、事前に十分な引き継ぎの準備期間もあります。混乱を回避するあらゆる手だてが事前に講ぜられるということを進められています。傍 産休と強制配転を一緒にするな!

生徒の抗議行動に関与したのでは

寺内 異動を知って生徒がかけつけたということですが、どんな話をしましたか。鈴木 市芦に残りたいと思って、答えるすべもありませんでした。寺内 異動はおかしい、抗議に行くという話をされたんじゃないんですか。鈴木 してません。推測で言わんように。寺内 生徒の抗議文は事前に相談ありました。鈴木 いいえ、ありません。寺内 教育職給料表の適用がまちがっているということですか。鈴木 充て指導主事であれば教育職給料表が適用されますし、学校籍を有しない指導主事というのは充て指導主事でないので、本来的には行政職の指導主事に切り替えられる事柄ではないかと考えています。寺内 学校籍というのはどういうものですか。鈴木 他市の例を見ても、充て指導主事として配置された時は、教諭として在籍した学校に定数としてはカウントされているのが通例。寺内 学校籍という言葉を使っている学者とかいるんですか。鈴木 他市への問い合わせでも一般的に通用している言葉ですし、地教行法施行令の中で、充て指導主事は、事務局職員としてはカウン

トしないという規程があると思います。

市教委と対立する組合員に内示は不要

寺内 今回の異動について内示がなかったことは異例だとおっしゃってますが、もし内示がされていれば承諾するような話でもないわけでしょう。鈴木 そういう質問は成り立つんですか。傍 開き直りもはなはだしいな!!

鈴木 納得する、しないは置いて、内示というのは出されるべきが行政の筋でしょう。寺内 当時、九月あけから、組合と市教委との間で、かなり対立というふうな状況にあったことは承知しているでしょう。

鈴木 対立というよりも、組合が正当に組合の活動を守ろうとしたということです。寺内 いわゆる無断職場離脱をめぐって尖鋭的な対立状況にあったことは。

鈴木 組合活動全体に対する教育委員会の行為が目立っていた。寺内 対立状況の中で、組合の方としては何でも反対という状況だったんじゃないですか。鈴木 理不尽なことに対しては反対ですよ。寺内 内示をするしないは、結論においては変わりようがないような状況じゃなかったんですか。

鈴木 どういう意味ですか。意味がわからん。

第六〇回公開口頭審理報告 六二年(不) 第三号事案

陳述書

不服申立人 滝山昌彦

昭和六二年(不)第二号事案について、以下のとおり陳述します。

1、本人経歴

- (1)市立芦屋高校教員としての採用経過(甲第二六二号証採用辞令)
- (2)市芦における教育活動略歴、組合活動略歴(甲第二六三号証略歴)

2、人事異動手続きの問題点

芦屋市教育委員会(以下、市教委)は、一九八七年四月一日付けで、申立人を含む六人の市立芦屋高等学校(以下、市芦)教員に対する強制配転を行いました。(甲第二六四号証 人事異動通知書)

昭和六二年度芦屋市立高等学校教職員異動方針は、昭和六一年十一月二八日の教育委員会に於て専決報告第四号(甲第二一八号証)として決定されましたが、それに基づく異動手続きが従前の手続きと異なり、人事慣行を

無視して、異動基準も明確にされずに行われた異常な人事異動であり、その手続きの問題点を中心に、以下のとおり陳述します。

(1)従来の人事異動方針と人事慣行

人事異動の手続きについて、従来は一〇月頃に校長から全職員に対して異動希望調査書が配布され、職員の異動希望の意志確認がまずなされます。その後、学校運営との調整が計られ、個人の希望を尊重して、異動の実現をはかるため校長が意見具申を行い、具体的異動に際して本人同意を得ながら進められてきました。

それらの手続きに関しては、前田証人も認めるところです。(第一六回前田証言P五二～五三)

あわせて、教科の教員構成に関わる場合は教科の意向も聞くこととされてきました。(甲第六一号証、人事について確認書)

(2)一九八〇年度人事異動と確認事項

そのような人事慣行がまさに慣行として定着していたにもかかわらず、一九八〇年度に本人の同意のない強制異動が行われました。一九八〇年三月二十九日に私と、大角、森村の三人の教員が市教委への異動内示を受けました。

大角は学校教育課、私は社会教育文化課文化財係、森村は同和教育課にそれぞれ指導主事としての異動内示でした。

しかし、組合からの「人事慣行を踏みにじり、本人同意無しの異動は認められない」との批判に対し、市教委はその非を認めて三人の教員の一年後の市芦現場復帰を約束しました。四月三日まで延期した辞令交付の直前に、「現場への配慮を欠いていたこと、意向打診



には組合役員二名に対する停職一ヶ月処分が行われました。

そして、その処分発令直後の一〇月一日には鈴木教諭に対する年度途中の異動が、本人の意向打診や校長の意見具申さらには内示もなしに強行されました。

停職処分事実には多くの事実誤認を含んでおり、また、全国にも例のない教員の年度途中の異動という事態に対して、組合は当然抗議行動を起こしました。それに先立ち、会議室・職員室の使用禁止、放送設備・印刷機の使用禁止、組合掲示板の撤去、と次々と組合活動を規制する前田校長(以下、校長)の職務命令が乱発されていきました。

従前から、組合活動の保障のため、長年にわたって便宜供与されていたにもかかわらず、一方的に使用禁止命令が出されたものです。明らかに組合の反対活動を阻害し、組合弾圧を予定していたものでした。

また、学校教育活動内容に関しても異常な職務命令が出されてきました。次年度教育課程については、鈴木教諭が教務部カリキュラム係としてその作成責任者として関わり、全校職員の同意と校長の決裁も得ていたにもかかわらず、一〇月一七日の職員会議で従前の校内手続きを一切踏まず、校長が職務命令により突然変更したのです。

そのような事態の中で人事異動方針が教員

に伝えられたのです。その手続きもまた異常であり、以下、その経過と問題点について陳述します。

①校長からの異動方針説明の異常性

一月二三日(木)の昼休みに行われた臨時職員会議において、「次年度の人事異動方針を市教委が決めたので伝える」として、校長からの口頭連絡がありました。

従来であれば、全職員から異動希望の有無を確認するためにまず取られていた異動希望調査書について、校長は「市芦教員定数は削減なので、今年は取らない。とってもらいたくない。人事異動方針がそうだから」と言うのみで、「なぜ今年は手続きが異なるのか」との職員の質問に対しても、それ以上の話もありませんでした。

また、職員全員に対して「希望退職者募集」の用紙が同時に配布されました。このようなことは過去に例もなく、まったく異常でした。このような、異動方針の説明・手続き等に関しては、校長自身が、「全員に希望退職を募るということはありませんでした」(第一六回前田証言P四七)、また「毎年異動希望調査書は全員に配っていた」(同P五〇)、さらには「人事異動は異動希望調査書に基づいて行われてきた」(同P五二)と証言して

一九八六年夏に松本教育長が着任後、市芦高校の「勤務の正常化」と称して、九月末日

このような市教委との人事慣行の確認は、一九八六年一〇月の鈴木教諭の年度途中の異動に至るまで、継続していたのです。

(3)一九八七年度人事異動の

すすめ方の異常性

おり、六二年度異動方針に関して従前とは異なる内容・手続きであったことを認めています。

しかも職員定数に関わる問題にも関わらず口頭連絡でしかなく、異常さに職員の疑問・批判が集中し、校長があらためて職員会議で説明することになりました。

一月一七日(月)に臨時職員会議が開かれ、校長からの説明が再度行われました。

「人事異動方針について文書はない。市教委から文書にすると言われ、口頭で伝えよと言われた。理由は聞いてない」、「市芦教員定数について、今回の異動方針では二八人」という説明だけでした。

職員からは、次年度体制について、現在在校にしている障害児の教育保障について教員の配置はどうなるのか、また、一〇月に校長が職務命令で出した次年度カリキュラムの実現のために教員は何人必要なのか、等の学校教育の内容を直接左右する教育条件に関する質問が相次ぎましたが、校長からは具体的な説明はありませんでした。

それどころか、「市芦は会社更生法下にある、私は禁治産者のようなもの」という発言があり、市教委の命令伝達者にすぎないという立場をあらわにしていました。

校長はその発言については証言でも認めて

③分限免職を脅しとする退職者募集

その一方で、「希望退職者募集」が、その時期に個人名を記載してすべての教員に配布されたのは、芦屋市職員の中で市芦高校現場教員だけであったのです。(甲第三三三三証、退職者の募集について)

「教員定数の削減」という話が校長からあり、全教員に「希望退職者募集」が配布される限り、それは退職強要としての性格を持つことは明白です。組合との協議もなく突然の配布でした。

しかも、二週間の期限を区切っており、異動希望の申し出期間がわずか五日間という点とあわせてみても、まったく前例のない異常な人事異動方針の伝達という他はありません。これらはすべて市教委事務局の指示であったのです。

さらに、二月二六日の新聞に市芦教員を九名削減するという市教委方針が大きく報道され、その翌二七日に再度の退職者募集が市芦教員全員に対して行われました。それも市教委事務局の指示であったことは前田証言で明らかです。(第一七回前田証言P二二)

また、三月六日の職員会議では、「九名削減で、地公法第二八条の分限免職の適用もありうる」との脅しがかけられました。

「免職は避け人事異動で解消」という話が一月中旬から二月はじめの校長ヒヤリングで出されていた(第一七回前田証言P一八)にもかかわらず、市芦現場教員に対しては「分限免職もありうる」という脅しがかけられていたのです。

三月上旬にはすでに、その他の教育機関に異動させるという方針が確定していたにもかかわらず、その段階でも市芦教員に対しての希望調査を一切していないのです。

すでに県立高校・大阪府立高校への異動希望者が三名あり、過員解消のための削減とするならば、希望を募っていく手続きがこの時期に成されるべきであったのです。

しかし、執拗なまでの退職者募集と分限免職の脅しもかけて、一切の異動希望もとらずに六名を異動させたのです。

希望調査を繰り返し実施して、極力教員の異動希望にそった定数削減の実施を進めるという方法をあえて取らず、異動希望のない組合員を異動させるという強硬な手段で削減を計ったのは、明らかに特定の組合員を市芦から排除するという市教委の意図があったのです。

当時、校長は分限免職を脅しに使い、再就職先として「予備校の世話をお願いします」とまで発言しましたが、ちなみに、定数削減後、市教委指導部長として一年過ごした後、予備校

職員の声を管理職に伝えようとした職員に対して「委員解任」という強権的な方法で臨んだことは、市教委の介入を示す事実の一つと考えられます。

これらのことについて、当時の市教委管理部長であった小林証人は次の様に証言しています。

「希望退職の募集は教育委員会の指示」

「市職員は(人事異動の)自己申告書をとったが、市芦は別に書面でもとらなくて良いと校長に言った」(第三三三三回小林証言P二八、二九)

こうした小林証人の証言内容からすれば、校長による次年度人事異動方針の説明に関して、事前に小林証人から具体的な指示が校長にあったことを裏づけています。

つまり、異動希望調査書について、市内の公立学校教員に関しては幼稚園から小学校、中学校にいたるすべての学校園について、従前通り全職員から調査書がとられているのであり、さらには、芦屋市職員全体(市教委事務局の教育職職員を含む)についても、例年通りその年度の二月に自己申告書として取っていることは小林証言で明らかです。人事異動希望調査書を取らなかったのは市芦高校現場教員だけであったのです。

④市教委事務局の独断専行

一月一三日の職員会議において、はじめで定数削減の話が出されています。

定数改正について、小林証人は「六一年一二月の予算ヒヤリングで定数削減方針を校長に伝え、協力を要請」「六二年一月下旬に事務レベルの方針が固まる、市長部局と事務レベルの協議をして、市教委の案を伝えた。そこで市教委の案が認められた」と証言しています。(第三三三三回小林証言P三四、三八、三九)

前田証人も「六一年一二月に条例改正の動きがあるという話を聞いた」との証言をしています。(第一七回前田証言P八)

つまり、市芦教員の定数削減に関しては、六二年一月下旬になって市教委事務局の案が市当局の中で一定の了解を得るという運びであったにも関わらず、市教委事務局は一月一三日に、校長に指示して市芦現場教員に対する人事異動方針伝達の中で定数削減方針を示し、さらには短期間の期限を切った希望退職者募集まで実施したのです。

人事異動方針書を教育委員会が正式決定する前に、その内容を大幅に逸脱した定数削減方針の実施に向けた手続きを、すでに事務局

います。(第一七回前田証言P一四)

以上のように、人事異動方針の文書も示されないままに、突然全員に退職募集を募るというような、定数削減にかけた脅しともいえるような、異常な事態が生じたことについて、職員の多くは市教委の直接的な学校支配・介入を感じ取っていました。

②市芦教員の異動希望調査書のみを無視

一月一七日の職員会議の後、校務分掌委員によって全職員に対する「異動希望調査書」の集約がなされました。今回調査をしないとする異常な人事方針に対して、職員の異動希望の有無確認を行い、管理職に伝えるためでした。(甲第三四四証)

分掌委員は職員会議において承認され、校長も了解して校務の円滑な運営に関わってきただけです。

一月二〇日、分掌委員の板尾・長田・滝山・河村の四名が職員から集約した異動希望調査書を管理職に手渡しに行きました。しかし、管理職は校長権限への介入として、調査書の受け取りを拒否し、突然「解任!」「解任!」と居丈高に叫び、一月二五日に解任通告書を委員に出してきたのです。(甲第一二八号証)

このように、従来の人事慣行の実施を願い、

職員の声を管理職に伝えようとした職員に対して「委員解任」という強権的な方法で臨んだことは、市教委の介入を示す事実の一つと考えられます。

これらのことについて、当時の市教委管理部長であった小林証人は次の様に証言しています。

「希望退職の募集は教育委員会の指示」

「市職員は(人事異動の)自己申告書をとったが、市芦は別に書面でもとらなくて良いと校長に言った」(第三三三三回小林証言P二八、二九)

こうした小林証人の証言内容からすれば、校長による次年度人事異動方針の説明に関して、事前に小林証人から具体的な指示が校長にあったことを裏づけています。

つまり、異動希望調査書について、市内の公立学校教員に関しては幼稚園から小学校、中学校にいたるすべての学校園について、従前通り全職員から調査書がとられているのであり、さらには、芦屋市職員全体(市教委事務局の教育職職員を含む)についても、例年通りその年度の二月に自己申告書として取っていることは小林証言で明らかです。人事異動希望調査書を取らなかったのは市芦高校現場教員だけであったのです。

に就職したのは校長自身でした。

が進めていたのです。これは、事務局の独断専行以外の何物でもありません。

また、市立高等学校の教員の人事異動方針確定は教育長への委任事項ではなく、教育委員会の権限に属するものであるにもかかわらず、小林証人は「人事異動方針が書類として残っているかどうか不明」「教育委員会にかけたかどうか覚えていない」と証言しています。(第二九回小林証言P六〇九)

この証言は、当時管理部長として市教委人事の実務上の最高責任者としての立場にある小林証人が、規則を無視し、軽視して人事異動をすすめてきたことを明らかにしています。

一月二八日の教育委員会での人事異動方針の決定は、秘密会として非公開にされています。人事異動方針決定が秘密会で行われたのはその年度だけです。

プライバシーその他の秘密にしなければならない理由もなく、むしろ、教育行政の方針に関わって広く討議をされなければならない議題を秘密会にしなければならなかったところに、この年の人事行政の不明朗性を示しています。

教員全員に対してその年度の異動方針が公開されてこそ、公平・平等なる人事異動が推進されることは論を要しません。

一九八六年一月当時はどうか、本件審理においてもその書類公開を処分者側は拒否し

続けるという異常な対応をしていました。その異常なまでの「秘密主義」は、本件人事異動の異常性を端的に物語っています。

このような条例改正を伴う職員定数の削減に関して、教育行政は、学校現場の定数減に伴う種々の教育条件の変化・支障をめぐり、次年度教育課程にかかる教員配置等の検討に関する現場の意見を十分にくみとる努力をつくし、慎重に進めなければならないものです。それらの諸手続き・協議等を一切捨象して強行されたのが本件人事異動であったのです。

私達に対する人事異動の異常さは、前述したことにとどまらず、全員が本人への意向打診・校長の意見具申・本人同意のない中で強行されたという異常な事実に見えています。

人事異動方針書には、「異動に当たっては、学校における教職員の構成、本人の希望、その他の事情について所属長の意見を聴し参考とする」と明記されていますが、実態としてそれらの一切の手続きが踏まれていません。校長も申立人への意向打診をしなかったことを証言しています。(第一八回前田証言P一)

つまり、当初から職員の希望を聞き取るという手続きも無視し、特定教員の市芦現場からの排除を意図した人事異動であったのです。教育委員会による承認も経ずに強行された

鈴木教諭の異動と合わせてみても、松本教育長・小林管理部長らの市教委事務局の人事権の濫用は明白です。

3、教員身分を奪う人事異動

(1) 教員身分とその保障

まず、教員の身分についての規定として、教育公務員特例法(以下教特法と略)があり、その第二条第二項に、「教員とは、前項の学校(同条第二項に学校教育法第一条に定め学校とある)の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう」とあります。

そして、同じく同条第四項では、「専門的教職員とは、指導主事及び社会教育主事をいう」とあります。

指導主事に関する規定としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法と略)があり、同第一九条第四項に、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもって充てることができる」とあり、いわゆ

る「充て指導主事」の規定です。

教員身分の保障に関しては、教育基本法第六条第二項に、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」と定められており、国民の教育を受ける権利が確立されるための前提条件として、教員身分の保障をうたっています。

(2) 指導員

① 法的根拠

その身分に関して手厚く法的にも守られている教員に比べて、本件処分の「指導員」身分に関しては、「芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則」第四条で職員の職名に記載され、公職名が事務吏員という以外は市の条例・規則上の規定は一切ありません。ちなみに、同規則第六条には教職員の職名の規定があるが、その中に指導員の職名は勿論ありません。

しかし、処分者側の主張は「教育職を有したまま指導員を命じたもので、不利益取扱ではない」というものであり、指導員が教員身分を有しているのが本件処分的一大争点となっています。

小林証人は、「指導員は教特法上の教員身

分があるのか」との尋問に対して、「教特法の適用は受けて、教特法上の教員ではない」と証言しています。(第三六回小林証言P四三)

また「地教行法第一九条第一項、第二項でいう事務職員に該当し、芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則にいう事務吏員である」との準備書面を提出しています。

しかし、「教育職給料表を適用しているのが教員身分はある」と答えるのみで、身分よりも先に給料表があるという逆立ちした証言を繰り返すのみです。

教員身分に関しては、前記のとおり「教特法」上の教員規定や「地教行法」上の「充て指導主事」の規定があり、さらに「教特法」第二条第四項には、「専門的教育職員」として「指導主事及び社会教育主事」が規定されていますが、以上の法的規定のどれにも指導員は該当していません。

結局、処分の争点である「教員身分の有無」については、唯一「教育職給料表の適用」を根拠としてしか証言しえていません。

② 教諭から指導員への身分変更

身分を変更するためには、その根拠が必ず必要です。処分者側は当初から「配置がえ(職名変更を伴わない勤務場所の変更)である

から本人同意は必要ない」と主張していました。

しかし、教諭から指導員へと職名の変更がなされていることに関して、審査長から「市規則でいう転職(職員を現に属する職から同位の職に任命する)にあたるのではないか」との質問が出されても「転職ではない」として、明確な証言を保留しました。(第四一回小林証言P二九)(甲第一五二号)

「次回審理で明らかにします」ということで、次回に「規則を検討した結果、転職です」と証言しています。(第四二回小林証言P一)各年度の転職の職員数、内容は市が毎年公開する事務報告書に記載されていますが(甲第一八四―一九三号証)、本件人事異動はその転職に含まれていません。このことは、処分者側がこの異動を配置がえとして扱ってきたことを立証しています。

そもそも「転職」とは、例えば資格を新たに取得して、市職員公募による選考、試験等を経て職を変わるというものであって、当然本人の同意を前提とした手続きによる職種変更のことを示します。(甲第二六八号証 転職募集について)

一貫して「配置がえであるので、本人同意は不必要」として配転の「正当性」を主張してきた処分者側にとって、「転職」で身分・職種の変更であることを処分者側証人が証言

したことになり、本人同意を必要とする異動にもかかわらず、違法に処分したことを自ら認めたことになったのです。

教特法上の教員身分から、同法規定の指導主事でもなく地教法上の専門的教育職員でもなく、学校の教壇に立たない、事務職員への身分変更なのであり、つまり、教育職から行政職への職種変更であるのです。

③指導員の位置付けと職務実態

芦屋市において、昭和五五年に指導員という職名が設置されています（甲第一九四号証）。処分者側は当初から「指導員は、指導主事と同位の職」、「指導主事に準ずる教育に関する事務に従事する」と証言し、教諭・指導主事・指導員の同位性を主張し、降格処分ではないとの主張をしています。（第四二回小林証言P五〜六）

しかし、甲第一九四号証には、「指導主事の基準に満たないので指導員とした」とあり、指導員と指導主事の同位性がないことは明らかです。

さらに、指導員・主事補・技師補（主事・技師の下位職）だけが、係長職になれない数少ない職として規定されており、同位でないことを裏付けています。（甲第一一六号証）従来から、教諭として採用し教壇に立った

者の教育委員会事務局への転任は指導主事ですが、教育委員会の中で申立人八名のみが指導員としておかれていることとあわせて、本件処分が市芦組合員に対する降格人事であることは明らかです。

現在、八名が指導員として「その他の教育機関」に配置されていますが、教員としての専門的知識や経験を生かしうる職務内容とはとうていえず、任用契約の範囲外である行政事務職員としての業務をしいられているのです。教員として採用される時点において、このような事務職への転職は予定しうる範囲外にあるものです。

④指導員として

学校以外の機関への隔離

市芦の教諭を、本人の意志に反して市教委所管の学校以外の機関（以下、市教委の機関）に配置するという人事異動が、一九八六年、一九八八年に行われています。この異動は、教員身分の保全という観点から法的にも問題となるようですが、ここでは配転期間の長さ、職務上の扱い等についての不当性について述べます。

まず第一に、異動後の職についての不当性を述べます。

学校から市教委の機関へ配転された教諭の

代理人と審査長の「一九八〇年の指導員が作られた時の指導員の名前を明らかにするように」との要請に対し、それを拒否して、小林証人が「本人にとっては知られたくないことかも知れませんし、・・・」（P一）、「特に、世間一般では使われていない職名ですし」（P四）と発言しているとおり、配転の実務責任者が、指導員という職を世間的に劣位の職と考えており、指導員としての配転が、特殊というにとどまらず名誉を損なう懲罰人事としての性格を持っていることが明らかとなっています。

第二に、配転期間が不当に長いことについて述べます。

甲第二六九号証の一に見られるとおり、一九八八年以前に学校以外の機関に配置された指導主事のうち、退職者以外はほとんどは校長、教頭、教諭として学校に復帰しており、今でも市教委の機関に残されているのは、特別の事情のある二名を除くと、申立人らの九名だけです。

前記二名のうち一名は、本人の強い希望で、市芦から体育館へ異動し、継続してそこで勤務して現在係長の職を得ており、残りの一名は現在、教職員課教職員人事担当主幹として市教委事務局の重鎮となっています。この二名は、行政上の必要性と本人の希望とが合致

した結果とはいえ、通常の指導主事の人事異動と比較すると、むしろ特例的といえるものです。

甲第二六九号証の一で示すとおり、申立人八人が次々と配転された一九八六年から一九八八年の間に、申立人以外に一五名が指導主事として学校から市教委の機関に配転されましたが、現時点でも残されているのは一名（前述の特例的一名）だけです。

また、申立人八名の配転の後の一九八九年以降一九九二年までに異動してきた指導主事ですら、二三名のうち一四名という半数以上が学校へ復帰しています。

こうして、特例的な事例は別として、他の指導主事と比べると、申立人八名の市教委の機関の中での勤務期間は非常に長いものとなっています。

さらに、その後、本人の意志に反して指導員として市教委の機関に配置されたものは、一人もいません。

このことは、特定の教員を学校教育活動から排除する目的を持ってなされた隔離配転としての性格を強く持っていると言わざるを得ません。

第三に、教職経験、年齢からいっても職務上不当に扱われていることについて述べます。甲第二六九号証の二は、前述の指導員、指

うち、一九八七年及び一九八八年に配転された市芦の組合員の教諭八名だけが指導員を命じられており、それ以外の小・中・高校の教諭は全員が指導主事を命じられています。例えば、小・中学校の教員はもちろんのこと、市芦の教員でも、一九八八年の斎藤教諭、その後の車谷教諭にみられるとおり全員が指導主事で配転されています。また、「主に社会教育の分野の仕事をしてもらうために指導員にした」と処分者側、及び処分者側証人が再三にわたって表明していますが、体育館、打出教育文化センター（旧教育研究所）では、同じ場所で、同じ内容の職務に従事しながら、指導主事を命じられたものと指導員を命じられたものがあるところからも、この主張が正当性を有さないことは明らかです。つけ加えていうならば、前述の八名以外は、社会教育部へ配転されているものでも指導主事を命じられています。

芦屋市教育委員会の歴史上、教壇に立ったことのある教諭が指導員として配転されたという例は、前述の八名だけなのです。そして、現在、芦屋市の中にいる指導員は、この八名だけです。

このことは、前述八名が、芦屋市の中で非常に特殊な位置におかれていることを示しています。

さらに、第三六回審理において、申立人側

導主事を年齢順に並べたものですが、現在市教委に在る指導員の吉岡、深沢・滝山・小川・森村・石橋・麻田の七名の申立人については、他の指導主事と比較して年齢、教職経験等から見て、中堅の、しかもその中では市教委での在職期間がもっとも長い職員として、正当な扱いを受けているとはいえません。

つまり、この書証で示すとおり、一九五四年生まれ（四〇歳）の教諭はすべて主査以上の処遇を受けており、中には配転時の一年目からすでに主査の扱いを受けている者もいます。このことを照らし合わせてみても指導員という職の持つ意味が明白になってきます。

指導員として配転された申立人七名は、指導主事の下の職、昇任のない職を命じられ、その通り扱われていることが客観的に明らかになっています。

以上のことから、申立人八名の人事異動は、それぞれに多少の違いこそあれ、学校から排除し、学校教育から遠ざけ、直接学校教育には関与しない場所へ隔離することをもって行われた人事異動であることが明らかになっています。配転以後の八年間の経過で見てきた事実がこのことを明らかにしていると言えます。

4、「配転の必要性」について

本件人事異動について、処分者側は「市行革大綱に基づく教員の適正配置」と主張し、また、定数条例改正による過員解消との関係についても、「行革推進」との主張をしています。

しかし、本件処分は、市芦の特定組合員の排除の理由にするため定数条例改正を行い、「過員」を意図的に作り出したものであり、行革大綱と定数条例改正についての処分者側主張の問題点について、以下述べます。

(1) 市芦人事異動方針と市芦市行政改革大綱との関連性

六二年度人事異動方針に関して、「六〇年秋の行革大綱にそって職員の適正配置の推進」(第二四回小林証言P二)と処分者側は主張しています。

しかし、六二年度人事異動方針書には行革関連の方針は明記されておらず、小林証言を裏づける内容は一切記載されてはいません。条例改正による過員解消を予定するならば、それに伴う大幅な異動に対して、その方針や基準が市教委において明確に定められていなければなりません。にもかかわらず、それらは方針書の中に一切読み取れません。

なければならぬ理由はないはずですが、

前述のとおり、六二年度人事異動方針の決定の教育委員会も秘密会でなされており、市芦教員の削減にかかる教育委員会での議論の内容について、正式に公開されたものはありません。

逆に、市教委事務局の独断専行の指示・命令が口頭で次々と出されて、現場は大きく混乱してきたのです。

このような、公立学校の教育活動全般に影響を及ぼす大幅な教員異動については、慎重な議論が尽くされ、慎重な手続きがなされてしかるべきものですが、処分者側の「秘密主義」、手続きの不透明さの中に、本件人事異動の異常さが端的に現れています。

市芦現場や市議会においてどのような議論がなされてきたのか、その経過と問題点について、以下、「一九八六年度市芦教育関係日録抜粋」(甲第二七〇号証)により陳述します。

①市芦高校における論議

●職員数の配置と教育課程

次年度の教育課程の作成に際しては、当然のことながら現有教員配置数を基にして作成します。市芦においても、そのような内部協議を各種会議(教科、学年、カリキュラム委員会等)を経て、職員会議において全体の論

また、行革大綱に関連して述べるなら、わざわざ定数条例を改正してまで過員を作りだし、強制配転による人員削減を行うというのは行革大綱の方針とはなっていないからです。

六二年度の市内の行革実施状況に関して、「六二年度、配置基準の見直しによる定数減は市芦だけ」(第三四回小林証言P三七)と、小林証人も市芦の定員削減の特殊性を認めています。現に、市芦高校以外では市内の職場でそのような定員削減は実施されていないのです。(甲第一一一号証)

つまり、市芦の定数削減は、「行革大綱による教員の適正配置」を理由とするものではなく、別の意図で実施されたものと言わざるをえません。

(2) 定数条例改正の経過と問題点

市芦教員定数は、市の定数条例により定められており、一九八七年三月改正前は五七名と定められていました。その内訳は、処分者側の主張では、「校長および教員四〇名(休職者一名を含む助教諭三人を除く)のほか事務局に勤務する指導主事一七名を含んだものである」とあります。(第一準備書面 昭和六二年一〇月一三日)

それを、市芦現場教員だけの定数枠を設置

議を交わし、最終的に校長の決裁を得て、教育委員会の承認を得るという手続きが踏まれてきました。

その中で、新しく教育条件整備を行わなければならない必要性が生じた場合、例えば、市芦においては進学保障制度の実施に伴い、学力破壊された生徒受け入れに対する教員加配が行われた例を下記に上げておきます。

一九七二年一月に「一クラス三五名定員、各学年一クラス増加、教員加配要求」が校長名で出されて以降、障害児の受け入れに伴うコース制の導入(障害生学習室として普通クラスと同様の扱いで、とりだす教科について各教科担当が毎時間授業を担当した)に伴い、現場からの教育課程や詳細な教育計画書を市教委が受けて、加配教員が配置されてきたのです。(甲第二二一七号証)

しかし、昭和六一年一〇月の新カリキュラム決定、十一月の人事異動方針の伝達に関連して、教員数とカリキュラムとの関連が何度も教員から質されましたが、校長は責任ある回答を一切してきませんでした。

それどころか、市教委の命令により一方的に変更されたカリキュラムについて「カリキュラム提案の時は教員定数は考えていなかった」(十一月一七日職員会議前田校長発言)との発言に端的にみられるように、新カリキ

し、「公立高等学校の設置、適正配置及び教員定数の標準等に関する法律」(以下、標準定数法)に基づいて、三二名の定数にするという削減案を昭和六二年二月一三日の教育委員会が決定し、同三月の市議会において定数条例改正が可決されたことで、九名の「過員」が生じたと主張しています。

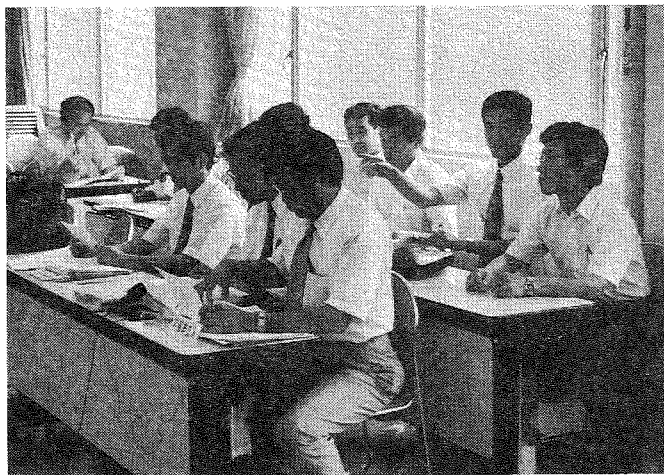
しかし、これは定数条例上の教員数の算定を誤ったものであり、過員は七名であったのです。この点についての詳述は後に譲ります。これだけの大量の教員を一挙に削減するという方針について、市芦教育現場に与える影響はどのようなものなのか、生徒の教育権がどのように保障されるのか等々についての論議が慎重に交わされて、諸手続きがすすめられなければなりません。

しかし、市教委は「六二年二月の教育委員会とその他の協議会で協議した」(第二四回小林証言P八九九)と主張していますが、その協議内容に関しては証言を一切拒否しています。また、その二月一三日の定数条例改正を決定した教育委員会については、秘密会であるとしてその議事録を現在も非公開にしています。

しかし、すでに条例改正は議会決定を経て実施されており、その議会議事録も公開されている状態の中で、条例改正案を決定した教育委員会の議事録のみが現在も非公開とされ

ユラムに必要な教員数の検討など一切なく、ただただ標準定数法による教員数に削減するという既定方針だけがそこにはあったのです。しかも、定数そのものについても、一月二二日の職員会議においては、教頭は「法定通りだと二四名です」と答え、定数法の適用による教員数算出方法が明らかでない指摘する教員に対して、定数法の認識もないまま無責任な対応に終始していたのです。

ただただ市教委の指示命令に従順でありさえすればよいと決め込んだ校長や教頭の姿に、



現場の教員は不安というよりも大きな驚きと怒りを押さえることができませんでした。

具体的な定数について職員に正式な話があったのは、年も越えた二月二〇日のことでした。

定数については、二月一三日の教育委員会の「市芦教員定数削減」決定を受けての報告としながらも、「三二名で来年度やる」と言うだけで、そこには定数削減の理由について一切の話もなく、教頭にいたっては、「定数の算出根拠はわからない」と言うほどの認識だったのです。

二月二六日の臨時職員会議において、はじめて標準定数法の算出による定数の話がだされましたが、それととも、当日、「市立芦屋高校を大幅改革、教職員九人減、カリキュラムも改編」「教師減らし、大手術」等と大きく紹介された新聞（甲第一〇七七一〇九号証）によって職員が始めて知るといふ状態で、教員大量削減がどのように学校運営に影響を及ぼすのかという点について、定数法の認識不足の校長はまったく関知していなかったといえます。

まったく成す術もない校長を前にして、生徒の教育権保障を中心にすえて、各教科、学年の会議を緊急に開催し、定数削減がどのような影響を与えるかの検討に入り、意見集約

を行いました。

しかし、それらの教員の取り組みに対して、三月六日の職員会議で集約された各教科、学年からの「カリキュラム案への意見書」（乙第七三〇七八号証）は、ここでも無視されてきました。

また、生徒へのカリキュラム説明に関して、時間的な余裕も、内容の説明も不十分なまま、自分の進路決定にそった選択希望の調査について、「三月一四日集約、二三日までに決定する」と、校長が自ら決定するとの方針が明らかにされました。

生徒への進路指導がほとんどなされないまま、一週間で進路が決められるはずはないのです。にもかかわらず、校長は「市教委の指示に従った」との一言を返すのみで、すべてが市教委の既定のスケジュールにあわせるだけの職務命令による異常な学校運営といえます。

そこには、進路選択が単なる「進学か就職か」などという単純な二者選択に留まるものでなく、生徒の進路選択にかけた大きな不安と動揺に日々付き合ひながら、親と生徒の、いわば初めてともいえる、自分の将来の生き方にまで触れていく話が交わされてこそ進路指導としての意味があるということについて、まったく欠落した、生徒蔑視の思想が露骨に現れています。

●教育介入による 障害児の教育権の剥奪

二月二六日、新聞報道で市芦教員の大規模削減が市教委で決定されたことが明らかになつた段階で、職員からの、教科配置、障害児の授業についての質問に対し、校長は「三二名の定数について、教科配当、カリキュラムは決まっていない」としながら、教頭は「高校の場合、障害児のカリキュラムは編成できない」と、障害児切り捨ての姿勢をあらさまに示してきました。

「障害児の教員配置がない、生徒が不利益を受けるというのがわかっているのか」との職員の質問に対して「分かっている。厳命である」と、校長は市教委の命令であることを伝えるのみでした。

「障害児について、教員配置もないのにどのようにして選択させるのか」との質問に対して、校長は何らの具体的根拠を示せませんでした。

市教委事務局からの指示・命令によって、次年度の障害児教育の保障のためのコース制や教員配置も廃止されるということが決定されていたのです。

小林証人は、「障害児コースは三二名できると校長から聞いていた」（第三三回小林証言P二三）と証言していますが、そもそも

市議会での審議を公平・公正にすすめる責任をはたしていたのかどうか、極めて疑問です。以下、市議会の審議について述べます。

●「新カリキュラムによる 必要教員数算出」答弁の虚偽

まず、一九八七年三月一〇日に行われた本会議総括質問において、質問に立った細谷議員は、二月二六日の新聞で市芦高校教員の大規模削減の教育委員会決定を初めて知ったことへの驚きを表明し、以下の質問を行っています。

- 一、なぜ九名の教職員を減らさなければいけないのか。
- 二、九名の教職員を減らして、どのようにカバーしていくのか。
- 三、複数担任制が効果が上がっていないというのはどういうことか。
- 四、カリキュラムを大幅に改編して生徒に動揺はないか。
- 五、他の学年の先生に対して負担がかからないか。
- 六、障害生徒に対しての支障はないか。

大幅な教員削減によって、市民の子供たちの教育権が保障されていくのかということで、当然の質問といえます。

その質問に対して、松本教育長は「市芦の

三二名という教員数はコース制を考慮に入らずに算出された教員数であったのです。市教委は、障害児の教育権保障のために配置した加配教員を全廃し、これまで進めてきた障害児教育そのものを認めないとする方針でした。現実には、その年の市芦入試において、点数の取れない障害児一名は不合格にされています。従前、市教委が、地域の障害児が地域の学校で学べるようにと、小中・高校一貫した障害児教育をすすめてきたにもかかわらず、松本教育長が突然に教育方針を変更したのです。障害児を切り捨てるという方針により、教員削減が行われ、障害児コースが廃止されたのです。

本件人事異動は、その意味においても、従来、市教委も進めてきた障害児教育の保障を今後も進めていくとした組合員を、市教委の教育方針変更と逆らう者として排除したことに他なりません。

②芦屋市議会における

条例改正審議の問題点

処分者側は、議会による定数条例改正について、「条例制定権は議会にあり、教育委員会はそれに従っただけ」と、あたかも市教委の責任がないかのような主張をしています。はたして、市議会での定数削減案の審議において、教育委員会として正確な資料を提出し、

正常化」という話を中心にした答弁を行い、教員定数の適正化をはかるという方針の説明の中で、とりわけ教員数の算出に関する「根拠の正当性」として、「教員数はまず教育課程を編成し、選択科目についても予備調査等でクラス数を想定して、そこから必要教員数を学校長が教育委員会に要求するという過程を踏むのが通常のやり方であると思っております。六二年度からはそのようにして余裕をもって教員数をだしたものでございます」と答弁しています。（甲第一〇四号証 P 二二三）

さらに、三月一二日の総務常任委員会の有沢議員の質問に「新しいカリキュラムで各教科の総時間数も算出しており、今までに劣らない内容の指導が出来る」と確信している」と答弁しています。（甲第二七二号証 総務常任委員会記録 P 五）

しかし、それらの必要教員数の算出を事実として行っておらず、単に標準定数法をそのままあてはめただけにすぎず、虚偽の答弁であるのです。以下、その経過を述べます。

まず第一に、必要教員数の算出に関して、校長が職務命令で出した新カリキュラムと教員数の配置については、「障害児の加配全廃であり、現在在学する障害児の教育権も保障されない」との教員の意見がだされていたに

もかわらず、一貫して無視されて、市教委の指示である定数法どおりとしてきたのです。また、大幅選択制の希望調査に関して、「集約は三月一四日、確定は三月二三日の修業式」と校長が日程を決定していたのであり（三月六日職員会議）、三月一〇日の本会議否、教育委員会の定数削減案決定の二月一三日にも新カリキュラムによる教員数算出など不可能であったのです。

第二に、校長は修業式に姿も見せず、その後四月一日まで行方不明であり、希望調査書は宙に浮いてしまっていたのです。（甲第二七三号証 一九八七年三月二四日読売新聞）そのことに触れては、小林証人は、三月二〇日の議決後の人事ヒヤリングにおいて、「生徒の選択科目調査は校長の予想」（第二四回小林証言P二四）と証言しているのです。そもそも、予想する資料もなしに必要な教員数を算出できるはずがありません。

このように、市芦教員数の削減案の「正当性」を訴えるために、定数法の基準の適用では市芦高校の教育実態との整合性が問われると見て、現場の教育内容にそって教員数の算出をしたということで、教育条件は保持されると主張すべく、「新カリキュラムによる必要教員数の算出」という虚偽の答弁を松本教育長はおこなっているのです。

さらに、「六一一年二月頃には、定数条例を改正しようと考えていた」「六二年一月下旬には、三二名が適正配置だと考えた」（第二四回小林証言P一一）との証言からすると、あくまで市教委の考えは定数法による教員数算出であり、三二名の枠内での教科配当しか認めないという方針が先にあったのです。カリキュラムによる算出など一切考慮していなかったのです。

実際に行わなかった生徒の選択希望の集約・決定を実施したかのごとく答弁し、生徒の教育権が教員削減後も保障されるとした答弁は、議員の質問に対する大きな虚偽でありました。

②「障害児教育保障」答弁の虚偽

三月一〇日の本会議総括質問において、中村議員の「教員数削減が教育条件の大幅切り下げ、とりわけ、標準法に基づく削減は市の障害児教育推進の方針に違反する」との反対質問に対して、「新しいカリキュラムは障害児の生徒の場合、教科によって特別の指導をするということも含めた授業時間数でございます」と、教育長は答弁しています。（甲第一〇四号証 P一三三）

しかし、すでに二月二六日の市芦職員会議においても「（障害児の教師が配置されてい

ないことで、生徒が不利益を受けることについて）わかってはいるが、厳命である。時間講師で」と校長は職員に答えており、市教委はすでに障害児の「特別指導」のための教員配置の削減を管理職に伝えていたのです。

従前の、市芦における障害児の教育権保障のための「特別指導」とは、コース制のことであり、障害児の特別授業指導をコースと読んで普通クラスと同様の扱いとして、教員数の算出に際してはコースをクラスとして扱うことで、障害児の教科加配を市教委も認めてきた経過があるのです。

それらの経過については、小林証人も認めているところです。（第三三回小林証言P二四）しかし、この議会の教育長答弁は、それらの障害児の教育権保障の現場での制度が廃止されていることを隠したままで、あたかも保障されているかのごとき答弁を行っているのです。

このように、市芦教員削減に関する松本教育長答弁は、議会を欺くものであり、従前から主張してきた「進学保障の見直し」「複数担任制の廃止」等を「教育現場の改革」と称して、障害児の教育保障も切り捨てる方針はすでに確定させていたのです。

③議会提出資料の虚偽

で、市芦教員の負担が少なく、削減に支障がないかのごとき主張をすることは、数字のごまかし以外のなにものでもありません。（甲第五六号証）

このように、定数削減に関して教育委員会が提出した議会資料が虚偽の資料であるならば、処分者側の言う「条例制定権は議会にあり、教育委員会は決定に従っただけ」との主張は正当性を有せず、むしろ極めて意図的な資料操作による市芦教員定数の削減に向けた議会操作を行ったという責任は重大です。

さらに、非公開とされている二月一三日の教育委員会での定数削減決定も、前田校長は「知りません。どういう手順でどうなるという話は聞いていない」と証言しており（第一七回前田証言P一九）、議会資料と同様の資料による協議が行われていたと思われ、市教委事務局が市芦現場の誤った資料により、定数削減決定を正当化していたと思われます。

④「六人は指導主事」答弁の虚偽

同じく文教常任委員会でも、市芦高校教員の削減について、削減される九人に関して「具体的配置は」、との中村議員の質問に対して、小林管理部長は「四一人を三二人で九人減、三人は県立高校へ配置替え。六人は指導主事

三月一日に行われた文教常任委員会において、市芦高校の教員数及び週担当授業時間数の資料が配布されています。（甲第二七四号証の三 文教常任委員会提出資料二）例えば社会科の場合は、教員数五人で、複数担任含む時間数が一人平均一四、〇時間、複数担任を除くと一、二、四時間というデータが示されています。

しかし、甲第三〇号証の二の時間割表によると、次のとおりになります。

	週担当授業時間数 （複数担当含む）	同 （複数担当除く）
川山	15時間	15時間
滝海	17	17
潮原	15	15
石原	15	15
吉村	16	12
平均	15.6	14.8

このような基本的データの差異はどの様にして起こったのか。

前田校長は、議会委員会の提出資料に関し

として仕事をしてもらう」と答弁しています。
(甲第二七四号証の一 P一七)

また、「教員として採用したのだから、希望を聞くべきでないか」「現場との話し合いが不足しているのではないか」との質問に対し、小林管理部長は「事務局職員にも聞いていない」、松本教育長は「三〇人以上の教師から声を聞いている」と答弁しています。(同P一七、一八)

三〇人という数字は、当時校長、教頭を除くと四一人の教員が市芦にいた中で、県立に異動した三名を除いて、八名ほどが「声」をきいてもらっていないこととなります。それは、本件の六人と翌年配転された二名の計八人ということになるのでしょうか。

だとしたら、市教委は異動させようとした教員からはいっさい話を聞かず、即ち、異動対象の教員を当初から特定していたということに他なりません。

事実、六人の教員は、その委員会のわずかに二週間余の後に、全員指導員で異動させられているのです。

従前の教員の市教委事務局等への異動が全て指導主事であったことからしても、その委員会答弁は議員に何の疑問も抱かせなかったと言えます。

しかし、事実は大きく異なり、指導員としての異動であったのであり、職名・身分に關

しての虚偽答弁の責任は重大です。なぜ指導員としての異動なのか、その異動根拠、教員身分の変更等については、本件審理の中でも大きな争点であり、この委員会での答弁は、議會を欺く重大な虚偽答弁です。

また、異動希望について、「事務局職員にも聞いてない」との答弁は、「市職員は自己申告書をとった」との小林証人の証言から虚偽答弁であり、市芦教員のみが異動希望調査を文書で実施されなかったという本件異動に係る重要な事実は、この委員会では隠されたのです。

⑤「二七名以上は加配」答弁の虚偽

三月一二日の総務常任委員会の審議において、山村哲議員からの「加配教員の数は」との質問に対して、松本教育長は「四五年までが二七名できているので、二七名以上は加配と解釈する」と答弁しています。(甲第二七二号証 P三)

しかし、標準定数法自体が昭和三六年に制定されて以降、何度も改正されてきており、特に一九八〇年に、学校生徒総数による教員定数算定から、クラス数算出による教員定数算定に改正されています。

松本教育長の答弁は、昭和四五年の教員数二七名を唯一の基準として、それ以上が加配

⑥過員数算出根拠に重大な誤り

最後に、本件人事異動が定数条例上の過員の解消としてなされた点について、市教委の定数条例改正案の過員の算定に重大な瑕疵があったことについて、以下述べます。

三月一日の文教常任委員会での審議において、その算定資料として配布された資料一(甲第二七四号証の二)で、市立芦屋高校実員数として上げられた人数、区分が事実と相違しています。

まず、四一人の条例区分教員の内訳に、教諭三七人として助教諭三名を含む数を上げていますが、助教諭が定数条例上は含まれないことは、処分者側が提出した第四準備書面においても明らかにしているところ。その一方で、定数条例上含まれる休職者一名を除いており教諭数三七名というのは誤りで、三五名になります。

そうすると、改正前の定数条例上の校長及び教員の数は、三九名であったのです。(甲第六〇号証、甲第二七五号証 市立芦屋高等学校の定数条例職員の算定)

処分者側は、定数標準法に基づき、三五人学級一二クラスとすると定数三二名としていますので、過員は七名ということになります。

しかし、処分者側は、上記のとおり助教諭を意図的に定数条例上の教員区分に含めることにより九名もの過員を作り出しているのです。

その年の希望人事異動が四名(県立高校二名、大阪府一名、退職一名)であったことから、七名から四名を除く三名の過員にすぎなかったのです。

にもかかわらず、市教委は、あえて三二名という標準定数法の枠にこだわるということ、六名も異動させたのです。

そして、一九八七年四月の市芦の校長及び教員の定数条例上の配置は、助教諭三名を含む三二名としたのです。

なぜ助教諭三名を残して教諭を異動させたのかという点について、小林証人は「助教諭も含めて標準定数法というのは決められている」「三二名という枠の中で学校運営をやってもらおうと考えた」、「(助教諭は)ただちにやめてもらおうということにはなっていない」と、他の職場に配置がえするということについては非常にむづかしい」という証言をしています。(第三六回小林証言P二七、二八)

しかし、標準定数法にいう助教諭とは、あくまで正規職員としての職名が助教諭のことをさすのであり、市芦の助教諭は二二条職員(臨時教員)であることから、標準定数法にいう助教諭と同じ扱いをすること自体がもと

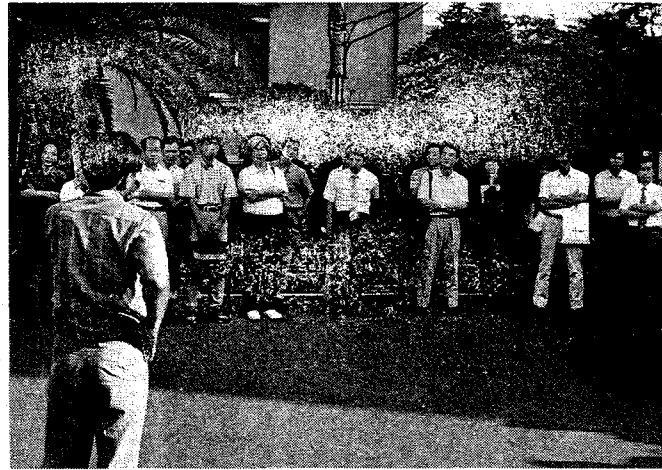
教員であるとしているのは、一九八〇年の改正を無視したもので、定数法自体の解釈の大きな誤りです。

定数法に準拠するといながら、定数法の認識も不十分であり、それらが真摯に検討されたものでなく、単に教員削減正当化の材料として使われたに過ぎないことを示しています。

一九七四年(昭和四九年)からは進学保障制度による障害児の受け入れを実施し、市教委の承認の下に、障害児の取り出しクラスをコースとして学校全体のクラス数に加算しての教員数の配置を行ってきた経過も全く無視した答弁であると言わざるを得ません。

定数条例の改正に関する審議の中で、法律解釈の誤りのもとに成された当局答弁が、「市芦教員数が多い」との議員認識を客観付けることとなっており、「定数削減やむなし」との結論を導き出す上で大きな役割を果たしたと言わざるを得ません。

正確な法解釈すら行わずに成された答弁の虚偽の責任は大きく、市議会の公正・公平な審議を著しく阻害したものであり、単に議會軽視に留まらず、議會決定そのものに抵触する虚偽答弁として教育長の責任は免れないと言わざるを得ません。



もと誤りであったのです。

つまり、処分者側の主張は、助教諭は定数条例上は含まれないが、標準定数法では含まれるというものですが、標準定数法の適用でも含まれないということなのです。

助教諭三名を定数条例に入れることで、過員六名の解消のための異動を行ったことは、以上の点から法的に重大な誤りであるのです。定数削減や標準定数法の適用を進める上で、助教諭の身分保障を理由とするならば、助教諭の雇用止めを伴うことなく、市教委の位置

付け通り、定数外職員として三二名の枠外で雇用することは可能であったのです。

しかし、市教委はあえてそのような措置をとらなかったものであり、市議会での多くの虚偽答弁を行い、資料操作をしてまで実行しようとしたことは、特定の市芦組合員を市芦から排除することであったのです。

(3) 定数条例改正の意図

定数基準の見直しについて、「六二年度は配置基準の見直しによる定数減は市芦だけ」と小林証人も認めており、市芦の定数削減が他の定数減とは異なることは処分者も認めているところだ。(第三四回小林証言P三六)

(甲第一一一号証)

しかし、再主尋問にいたって、乙第九七号証の提出により、「定数による異動という形は、この高等学校の教員の定数減もさることながら、幼稚園の教員なりあるいはその他の教育機関の職員も改正を行っておるといふことではない」との主張を展開しました。(第五

○回小林証言P九)

しかし、再反対尋問で、「幼稚園の教員数は、すでに生徒数の減少に伴って現実に減っており、六二年の定数条例改正による教員減は、単に実数に合わせただけで、条例改正によって教員が減らされたり、配転されたとい

うことではない」ということが、市の事務報告書の幼稚園教員数の確認によって明らかになりました。(第五一回小林証言P一五)

あたかも、定数条例改正で教員数が減少し、「市芦だけでなく幼稚園も同じ」との虚偽の説明を、処分者側は公平委員会審理でもしているのです。

再反対尋問において、定数枠の異動であれば、「市芦で減っても他の教育機関に行っていない」との尋問に対して「少なくとも市芦の教員数が多いという指摘に対しては、三二名で学校運営をやっていたかどうかできつちりしたと思う」と、あくまで市芦教員削減だけを目的化しています。

活動日誌(抜粋)1994.7.5～9.21

7・5 法対会議。

9 事務局会議。麦の家交流会。

12 第六〇回公開口頭審理(鈴木先生反対尋問)

15 事務局会議。

16 進路交流会。

17 現代史研究会例会。

18 法対会議。

20 法対会議。

23 法対会議。

24 法対会議。

市芦教員数の「過員」を意図的に作り出すための条例改正でしかなかったと言えます。

定数削減の総務委員会提案説明に、「行政改革大綱に基づく行政改革推進している過程で定数を減員するものと、教育職の関係で教育現場の革に伴う定数の改正の二点になっている」とあり、松本教育長の市芦教育改革による教員削減であることを示しているのです。行革関連による定員削減とは異なるということにはなりません。

従前の、市芦の教員減の欠員不補充方針を変え、条例改正による意図的な過員をつくりだしてまで、一挙に大量の教員を削減し、市教委に異動させねばならない理由は、特定教員の市芦現場からの排除しかないのです。

25 第六一回公開口頭審理(滝山先生主尋問)

8・7 麦の家、芦屋サマーカーニバル出店。

9 救済会事務局合宿(10)

16 事務局会議。

23 事務局会議。

26 法対会議。

9・1 法対会議。

8 法対会議。

10 事務局会議。

13 法対会議。

16 法対会議。

17 芦屋教育井戸端会議。

21 法対会議。